

「チオベンカルブ」、「チフルザミド」及び「ブタクロール」の食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 3 項の規定に基づく食品健康影響評価について

令和 4 年 10 月 4 日

農林水産省消費・安全局農産安全管理課

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 3 条第 1 項の登録を受けている農薬については、同法第 8 条第 1 項の規定に基づき再評価を受けることとされており、再評価においては、同法第 8 条第 4 項の規定に基づき最新の科学的知見に照らして農薬の安全性その他の品質に関する審査を行うこととされている。

今般、下記の有効成分を含む農薬の再評価を行うに当たって、最新の科学的知見に照らして食品の安全性を確保する必要があるため、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 3 項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を要請するものである。

食品健康影響評価を要請する農薬の概要は、別添のとおりである。

なお、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）における食品中の残留基準を変更する必要がある場合には、別途厚生労働省より、食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号に基づく評価要請が行われることとなる。

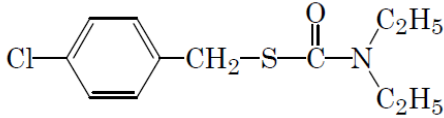
1. チオベンカルブ
2. チフルザミド
3. ブタクロール

チオベンカルブ

1. 今回の評価要請の経緯

令和3年12月23日に、再評価を受けるべき者から提出された農薬取締法第8条第3項に基づく試験成績等を受理

2. 評価要請物質の概要

名称	チオベンカルブ (Thiobencarb)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機作	チオカーバメート系除草剤である。超長鎖脂肪酸の合成酵素を阻害することにより植物は枯死に至るものと考えられている。(HRAC分類：15)	
日本における登録状況	初回登録年	1970年
	登録農薬数	8
	適用作物	水稲、麦類、豆類 等
	使用方法	湛水散布、土壌処理 等
国際機関、海外の状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国：米、畜産物等 EU、カナダ、豪州、ニュージーランド：基準なし
食品安全委員会での評価等	<p>【1】 平成19年8月6日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成19年12月13日 食品健康影響評価結果 通知</p> <p>【2】 平成21年10月27日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成22年8月5日 食品健康影響評価結果 通知</p> <p>ADI = 0.009 mg/kg 体重/日</p>	

HRAC：除草剤抵抗性対策委員会

JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

チフルザミド

1. 今回の評価要請の経緯

- ・令和3年12月13日から12月24日までに、再評価を受けるべき者から提出された農薬取締法第8条第3項に基づく試験成績等を受理

2. 評価要請物質の概要

名称	チフルザミド (Thifluzamide)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機作	酸アミド系の殺菌剤である。ミトコンドリア内膜の電子伝達系複合体Ⅱ（コハク酸脱水素酵素）を阻害することにより菌のエネルギー代謝を妨げ、殺菌効果を示すと考えられている。(FRAC分類：7)	
日本における登録状況	初回登録年	1998年
	登録農薬数	18
	適用作物	水稲、ばれいしょ 等
	使用方法	育苗箱処理、散布 等
国際機関、海外の状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国、EU、カナダ、豪州、ニュージーランド：基準なし
食品安全委員会での評価等	<p>【1】 平成22年8月11日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成24年10月1日 食品健康影響評価結果 通知</p> <p>【2】 平成27年8月4日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成28年1月26日 食品健康影響評価結果 通知</p> <p>【3】 平成31年3月19日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 令和元年6月18日 食品健康影響評価結果 通知</p> <p>ADI = 0.014 mg/kg 体重/日</p> <p>ARfD= 0.25 mg/kg 体重</p>	

FRAC：殺菌剤抵抗性対策委員会

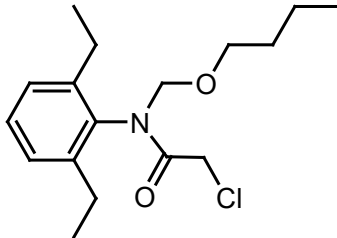
JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ブタクロール

1. 今回の評価要請の経緯

令和3年12月15日から12月27日までに、再評価を受けるべき者から提出された農薬取締法第8条第3項に基づく試験成績等を受理

2. 評価要請物質の概要

名称	ブタクロール (butachlor)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機作	酸アミド系除草剤である。超長鎖脂肪酸の合成阻害作用により、成長部位での正常な細胞分裂を阻害することによって植物を枯死させると考えられている。(HRAC分類：15)	
日本における登録状況	初回登録年	1973年
	登録農薬数	18
	適用作物	水稲 等
	使用方法	湛水散布 等
国際機関、海外の状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国、EU、カナダ、豪州、ニュージーランド：基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】 平成19年10月12日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成23年8月25日 食品健康影響評価結果 通知 ADI = 0.01 mg/kg 体重/日	

HRAC：除草剤抵抗性対策委員会

JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

○評価要請が2回目以降の剤に関する追加データリスト

【チオベンカルブ】

繁殖毒性試験
作物残留試験
土壌中動態試験
土壌残留試験
土壌吸着試験
加水分解試験
水中光分解試験
公表文献報告書

【チフルザミド】

急性経口毒性試験
復帰突然変異試験
公表文献報告書

【ブタクロール】

急性経口毒性試験
復帰突然変異試験
公表文献報告書